

和歌山県指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定に係る申請等の手続について 必要な事項を定めることを目的とする。

（指定自立支援医療機関の指定）

第2条 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式を和歌山県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

2 知事は、前項の提出があった場合は、その内容を審査し、速やかにその結果を申請者へ通知するものとする。

なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。

（指定自立支援医療機関に係る変更等）

第3条 指定自立支援医療機関の指定を受けた者は、指定自立支援医療を主として担当する医師又は薬剤師の変更等があった場合には、速やかに法第64条の規定によりその旨を、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出は、別記第2号様式により行うこととする。

3 知事は、第1項の届出により確認した内容が不相当と認められるときは、他の医師に変更させる等の指導を行うものとする。

4 前項の指導に従うことができないときは、知事は、法第68条の規定に基づく指定の取消しを行うことができるものとする。

（指定自立支援医療機関の更新）

第4条 法第60条第1項の規定に基づき指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、別記第3号様式を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の提出があった場合は、その内容を審査し、速やかにその結果を更新申請者へ通知するものとする。

（指定又は変更に係る審査）

第5条 知事は、別記第1号様式の内容が次の各号に掲げる事項を満たしていると認める場合は、指定自立支援医療機関として指定するものとする。

(1) 指定自立支援医療機関療養担当規程（精神通院医療）（平成18年厚生労働省告示第66号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行える体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする精神医療について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な体制を有しており、適切な標榜科が示されていること。

(3) 病院及び診療所にあつては、指定自立支援医療を主として担当する医師が、次に

掲げる要件を満たしている保険医療機関であること。ただし、当該保険医療機関における精神障害を有する者に対する医療の体制、当該保険医療機関の地域における役割等を勘案し、指定自立支援医療機関として指定することが適当であると認められる病院又は診療所については、アのみを満たしていることとする。

ア 当該指定自立支援医療機関に勤務（非常勤を含む。）している医師であること。

イ 保険医療機関における精神医療についての診療従事年数が、医籍登録後通算して、3年以上あること。また、精神医療についての診療従事年数には、てんかんについての診療を含み、臨床研修期間中に精神医療に従事していた期間も含むものであること。

(4) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

ただし、新規開局する保険薬局（申請日に薬局開局日から1ヶ月未満の薬局をいう。）にあつては、当該保険薬局における管理薬剤師が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理薬剤師としての経験を有している実績があり、かつ、当該保険薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

(5) 健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行うものに限る。）にあつては、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

（指定医療機関の業務の休止又は再開）

第6条 指定自立支援医療機関は、指定医療機関としての業務（以下「指定業務」という。）を休止する場合には、休止の決定をしてから速やかに別記第4号様式により、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定業務を休止している指定医療機関がその業務を再開する場合には、再開してから速やかに別記第5号様式により、その旨を知事に届け出なければならない。

（指定医療機関の業務の廃止）

第7条 指定自立支援医療機関が指定業務を廃止した場合は、業務を廃止してから速やかに別記第6号様式によりその旨を、知事に届け出なければならない。

2 指定自立支援医療機関が医療法（昭和23年法律第205号）第28条若しくは第29条、健康保険法（大正11年法律第70号）第95条、介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項又は薬事法（昭和35年法律第145条）第75条第1項に規定する処分を受けた場合は、処分を受けた日から速やかに別記第6号様式の2により、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前2項の届出があつた場合は、指定自立支援医療機関の指定の取消しを行うものとする。

（指定の辞退）

第8条 指定自立医療機関が法第65条による指定の辞退を行う場合は、辞退しようとする

る 1 か月前までに別記第 7 号様式によりその旨を、知事に届け出なければならない。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。